

令和7年11月28日から、「風俗営業」と「特定遊興飲食店営業」の添付書類が変わります。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号。以下「改正法」という。）のうち、風俗営業（特定遊興飲食店営業を含む）の許可に係る不許可事由（欠格事由）が追加されることに伴い、許可申請・相続・合併・分割の承認申請、役員変更等の添付書類について「追加」と「記載内容の変更」がありますのでご注意ください。

なお、令和7年11月28日より前に申請された許可及び承認申請であっても、審査結果の通知が同日以降となる申請については、追加で書類の提出を求めることとなりますので、ご理解とご協力を願います。

追加・内容変更一覧

| 種別 | 対象 | 添付書類 |
|--------|-------------------------------|---|
| 許可申請等 | 申請者（個人） | 【内容変更】 ①誓約書（個人用） 法第4条第1項各号（第7号及び第12号を除く。）に掲げる者に該当しない旨 |
| | 申請者（法人） | 【追加】 ②誓約書（法人用） 法人が法第4条第1項第7号及び第13号に掲げる者に該当しない旨 |
| | | 【追加】 ③密接な関係を有する法人の書面 法第4条第1項第7号イからハまでに掲げる法人がある場合、その名称及び住所並びに代表者の氏名を記載した書面 (親会社・子会社・兄弟会社等) |
| | | 【追加】 ④株主名簿（申請者が株式会社の場合） |
| | | 【追加】 ⑤誓約書（法人の役員用） 役員が法第4条第1項第1号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる者に該当しない旨 |
| 合併承認申請 | 合併後存続する法人又は法人 合併により設立される法人 | 上記②～⑤ |
| 分割承認申請 | 分割により風俗営業を継承する法人 | |

※①～③、⑤については参考書式を警察署等に準備しています。

【問い合わせ】

営業所等を管轄する警察署・熊本県警察本部生活環境課

電話096-381-0110（警察本部）